

市・都民税について所得控除や税額控除の申告漏れはありませんか

所得控除や税額控除の申告をすると、市・都民税額が下がる場合がありますので、申告してください。

なお、申告は郵送でも受け付けます。

◇対象 次のいずれかに該当する方

*年金受給者で、納付書により国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを納めている

*給与所得者で、年末調整をしていない

*申告していない所得控除がある

◇所得控除の種類 雑損、医療費、社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦・ひとり親、勤労学生、障害者、配偶者、配偶者特別、扶養

◇税額控除の種類 寄附金

* * * *

寡婦・ひとり親または障害のある方の所得金額が135万円以下(給与収入では20万3999円以下)である場合、市・都民税が非課税になることがあります。

☆詳しくは、市民税係へ。

献血にご協力を

一人ひとりの思いやりの心が、大切な生命を守ります。皆さんのご協力をお願いします。

◇日時 7月20日(水)の午前10時～11時45分、午後1時～4時

◇場所 市役所北側出入口前

◇対象

*16～64歳の方

*65～69歳の方(60～64歳で献血したことのある方のみ)

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内)

☎544-5126へ。



国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずにいると、障害のある状態になったり亡くなった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがありますので、申請してください。

●免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けただ方は、後日、年金事務所から送

付される一部免除額用の納付書で、納期内に納めてください。

免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べ、免除の内容・期間に応じて少なくなります。未納の場合は、受給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

●保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は全額納付した期間と同じ扱いになり、将来受け取る年金の額を増やすことができます。

できます。

ただし、免除・猶予の承認を受けて3年度目以降は、当初の保険料に加算金が増えられますので、早めの追納がおすすです。

申請の受け付けは7月1日から

今年度分(令和4年7月～5年6月分)の免除または納付猶予を希望する方は、7月1日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、日本年金機構から結果通知が届きます。

昨年度分(3年7月～4年6月分)について全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要があります。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

●問い合わせ先

*申請書の提出 市役所年金係
*免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み 立川年金事務所 ☎042-523-0352